

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業（下刈作業）請負
- 2 事業場所 大畑国有林59り林小班外別冊、図面のとおり
- 3 事業量 下刈作業 99.71ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和6年9月27日まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、作業内訳のとおり）
- 5 請負金額 金〇〇〇〇〇円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金〇〇〇〇〇円 也）
- 6 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用の削除の区分	選 択 条 項		
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
○	部分払	事業期間中2回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約の特則にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

(1) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 熊本南部森林管理署長 高木周一と請負者 ○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別冊、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年○○月○○日

発注者 住所 熊本県人吉市西間上町2607-1
分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長 高木 周一 印

請負者 住所 ○○○県○○市○○
○○○○○○○○○○
○○○○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社
住所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

(1) 人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

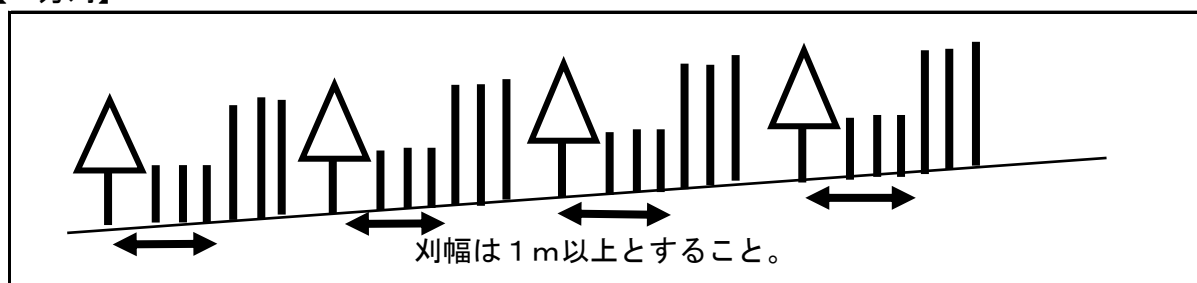
イ. 筋刈

筋刈方法は、下図③両面刈とする。

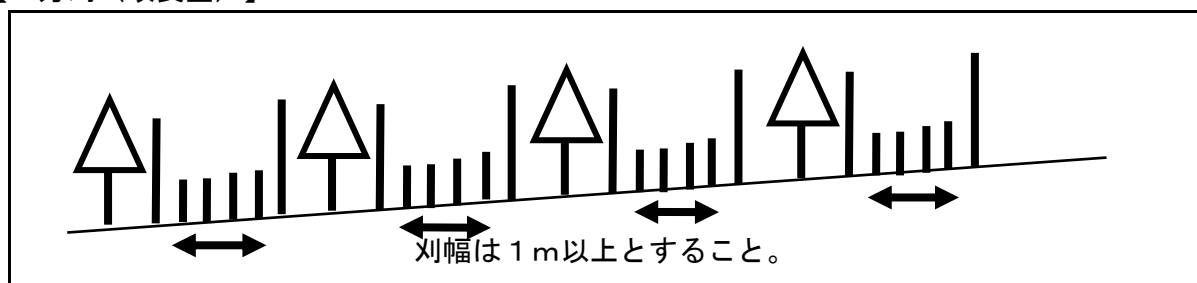
筋刈は現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1m以上とすること。

現地の状況に応じて、筋刈方法は下図①、②、④に変更できるものとする。

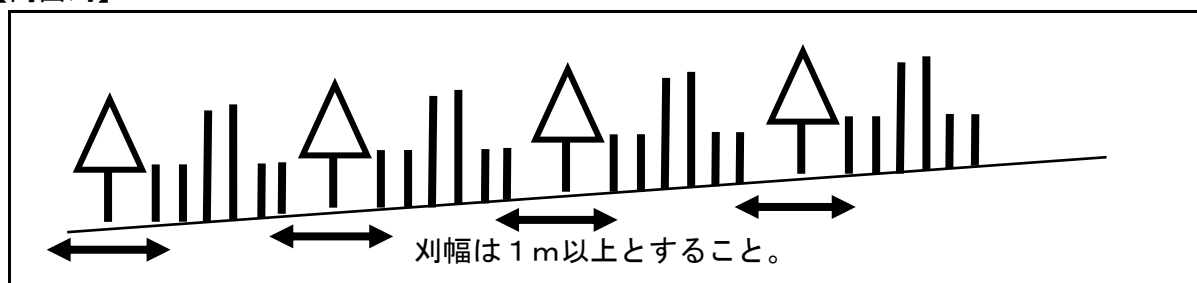
①【一方刈】



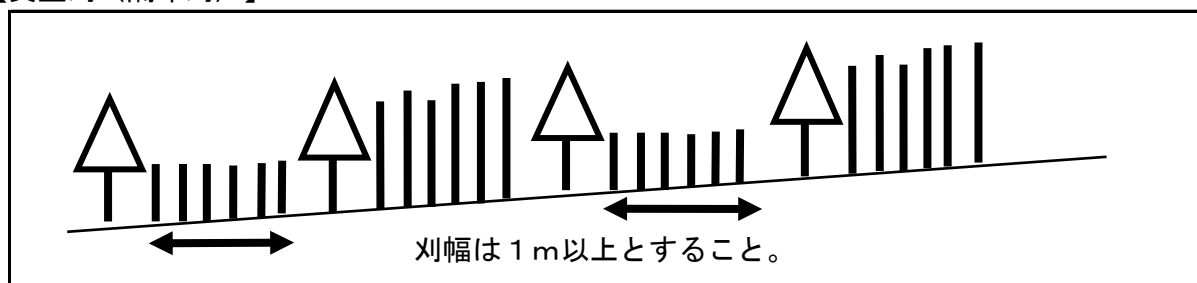
②【一方刈（改良型）】



③【両面刈】



④【交互刈（隔年刈）】



ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径〇〇cm以上を刈払うこと。

(2) 除草剤による下刈り

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- (1) 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- (2) 刈高は、植栽木の樹高の1/3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- (4) 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- (5) 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特 約 条 件

1. 下刈作業において、乙が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、甲は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

(注) 林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

獣害防止ネットの点検・簡易補修仕様書

(作業の定義等)

- 1 下刈作業時において、既に獣害防止ネットを設置している個所を、受注者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ことを目的とし、ネットの損傷具合について、「異常なし」、「簡易補修箇所」、「簡易補修箇所以外」に区分し点検を行う。

(作業要領)

- 2 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - ① 異常がない場合については、事業図(図面含む)を添付し、「異常なし」等の旨を任意様式で監督員に提出する。
 - ② 簡易な補修箇所を発見した場合には、補修を実施するとともに、完成時に補修を行った箇所の事業図(図面含む)と写真(施工前後)を監督員に提出する。
 - ③ 大規模な補修箇所を発見した場合には、事業図(図面含む)に場所を図示するとともに写真を添付し監督員に速やかに報告する。

(簡易補修の具体的内容)

- 3 ネットの「簡易補修」については、以下の作業とする。
 - ① 支柱の転倒箇所の再設置
 - ② 浮いているアンカーの杭打ち
 - ③ トップロープ及びアンダーロープの再緊張
 - ④ 破損しているネットの結束
 - ⑤ アンカーロープの再緊張上記以外の大規模な補修や鉄製の柵については適用しない。

(補修材料)

- 4 補修に必要な材料については発注者から支給する。

(写真管理)

- 5 点検及び簡易補修の状況については、写真管理を行い事業完了時まで提出する。

(事業日報)

- 6 受注者は事業日報の出役人員の欄に、本件に携わった人工数を出役人員数の内書きとし、()で表記し監督員へ提出する

(作業の留意事項)

- 7 点検時(下刈作業)にネットを損傷させた場合には、受注者が補修する。